

二〇二二年（全国水平社・大阪府水平社

創立一〇〇年）までに達成すべき

大阪における部落解放運動『四つの目標』

全国水平社の創立に引き続き一九二二年八月五日、大阪府水平社が結成された。本日で九十年を迎えた。

多くの先人たちの意志と行動に、あらためて深い敬意を表するとともに、さらなる前進を期して、九〇年という歴史を再確認しなければならない。

大阪府水平社は、屈辱的な差別と貧困の中、自らの自覚と行動によって絶対の解放を期すために生まれた。一九二二年から二四年の三年間に三二の水平社が大阪各地で結成され、「燎原の火」の如く運動が各地に広がっていった。

部落大衆は、人間の尊厳と差別撤廃を求め九〇年間の長きに渡って闘い続けてきた。戦前・戦後を通じて、平和と民主主義確立にむけた取り組みは、労働運動や市民運動にも多大な影響を与え、多くの仲間との連帯へと発展してきた。

二〇〇二年三月「同和对策事業」に係る特別法が終焉し、部落解放運動は大きな転換を迫られた。

一九八七年には「行政依存からの脱却」を目指し部落解放運動第三期の創造を掲げ、運動の再構築を提起した。しかし十分な再構築を成し遂げることができず、二〇〇六年に一連の不祥事が発覚した。部落解放運動内外に大きな衝撃が走り、社会的な信用・信頼が失墜した。それらの不祥事は同盟員や活動家に焦燥感と絶望感、運動への不信を抱かせた。

事業法時代の運動スタイルから脱却できないまま不祥事が発覚した運動は、同盟員の減少と組織の求心力低下という事態を招いた。

大阪府水平社創立から九〇年目を迎える今日、部落解放運動は「厳しい時代」に直面している。こうした現実を直視するとともに、社会の変化に対応した大胆な組織の再生が求められている。水平社結成から一〇〇年目にあたる二〇二二年に部落解放同盟のかたちをどうすべきなのか、ここで改めて提起したい。

## (一)「人権の法制度」を実現する

二〇二二年までに実現をめざす部落解放運動の第一の目標は、「人権の法制度」の確立である。

部落差別をはじめとする全ての差別撤廃は人類の課題である。国内的課題にとどまらず国際的課題でもある。

私たちは、制度化、慣行化された差別を放置せず、拡散させないために差別を禁止する法制度と再発防止等の社会的条件の

整備を求めていく。そのため、私たちが求める社会のありようを明確にし、その意思を政治にも反映していく。また部落解放運動が差別行為を行った人や差別意識を持つ人々を変革していく人間変革の営みであるという原点を忘れず前進していく。

## (二)「社会的排除」と闘う

第二の目標は、あらゆる差別と密接に関わる「社会的排除」に対する徹底した闘いに挑むことである。

一九七一年、部落解放同盟は三つの命題を提起した。その主題は、「一・部落差別の本質」、「二・部落差別の社会的存在意義」、「三・社会意識としての部落民に対する差別観念」である。

第二命題において明確にされていた部落や部落民に対する「主要な生産関係からの排除」は、今日、部落にだけ現れている社会問題ではない。排除、孤立、貧困、社会的権利の剥奪が、「社会的排除」として広がっている。社会的排除とは、市民社会の内部における経済的困窮と失業、市民社会の外部への放逐、排除であり、それは「社会における居場所の喪失」でもある。

部落解放運動は、この「社会的排除」を決して許さない。その実践を、地域を主体に取り組んでいく。今日、被差別部落に居住する人たちの「地域協同組合」的な組織が求められている。それは社会的排除に抗する「社会的包摂」の仕組みづくりでもある。地区外から部落に來住してくる人たちとともに、地域社会から排除されないように、社会的に包み込むような社会づくりの運動を展開していく。

## (三)「次世代への投資」に挑戦する

第三の目標は、「次世代への投資」である。

差別の撤廃と、社会的排除との闘いを展開するには、それにふさわしい組織が必要である。現状のままでは、大阪府連も47支部も人材難と資金難で組織運営が困難に陥る可能性が高い。持続可能な組織として発展するために、47支部や部落解放運動に関連する組織が、未来への投資も含めた大胆な議論と実践を展開することが急務である。

そうした問題意識の下、当面の目標を「雇用を創る」「財源を創る」「人材を創る」という3つの創造と位置づけ、それを実現するため、具体的な受け皿となる法人組織の設立をめざし実践を開始する。

維持するためには、47支部や部落解放運動に関連する組織が、知恵を出し合い、未来への投資も含め、大胆な議論と実践が急務である。「部落会（仮称）」的な共同体組織や任意の社会運動団体（現在の部落解放同盟）の必要性、公益法人団体やNPO法人、さらには社会的起業の発足など役割分担と整理が求められている。

その当面の目標を、「雇用を創る」「財源を創る」「人材を創る」という3つの創造を実現するため、具体的な受け皿である法人組織の設立も含めて具体的な実践を開始したい。

第4の目標は、こうした総合的な部落解放運動の展開の中にあつて、大阪における都市型の同盟組織をどのように維持し、発展させていくのか、今後の10年間は、その端境期（はざかいき）の時期でもある。「人権の法制度」「社会的排除」「次代への投資」という目標を、部落解放同盟だけで達成しようという提案ではない。社会的包摂を実現するための地域協同組合型組織としては、新たな法人が必要なかもしれない。「人権の法制度」実現のためには、実行委員会形式ではなく、NPO法人化をめざし、単なる要求運動ではなく、設立主旨や定款にその責任を明確にした法人格の必要性が今日、求められているのかもしれない。水平社運動という活動家中心の機能体組織としての同盟という側面と、生活密着型の世話役運動とも言える部落委員会活動という側面とを、今後も車の両輪として部落解放同盟組織で両方を担っていくのか。それとも、活動家は「解放同盟」、大衆運動としては「地域協同組合」とに分離するのか。同盟組織の名称変更も含めた大胆な改革案論議が求められている。

私たちは、2022年までの10年間。あるべき4つの未来の目標から現在を批判し、当面の課題を解決していくという逆転の発想での運動スタイルを追求する。2022年までに4つの目標を達成して世代的な責任を果たし、さらなる改革を次の若い世代にゆだねていくものである。

「人の世に熱あれ」「人間に光りあれ」という崇高な目標を堅持しつつ、「『人権の法制度』の実現」「『社会的排除』との闘い」「『次代への投資』へ挑戦」「『部落解放同盟』組織の改革断行」を2022年までに道筋をつけるため、私たちは、未来から現在に向かつて歩みを進めたい。進路は明確である。ともに90年の運動を噛みしめ、今日から10年、2022年の水平社創立100周年にむけて、自信と確信を胸に、ともに突き進もうではありませんか。

二〇二二年八月五日